

改正社会福祉法に係るFAQ（平成29年2月版）厚生労働省社会・援護局福祉基盤課確認済(H29.2.8)

※現時点での考え方を示したものであり、今後、予告なく変更する場合があります。

	質 問	回 答
1	評議員会に理事長・施設長が出席することは可能ですか。出席できるとしたら、理事長・施設長は、事務局長と同様執行部(事務局)として出席するのでしょうか。	役員は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならないとされていること(改正法第45条の10)から、評議員会に出席する必要があります。なお、施設長、事務局長は、役員の説明補助者として出席することが可能です。
2	理事長が評議員会において議長を務めることは問題ありませんか。	評議員会は理事等を牽制・監督する役割を担わせるためであることを踏まえると、理事長が議長を務めることは、適当ではありません。
3	改正後の理事長の選定は、具体的にどのように選定したらいいのか。	法改正により、理事長の選定については、理事会において理事の名から選定しなければならないとされています。(改正法第45条の13②)具体的な方法としては、互選による選定や立候補による選定等挙げられますが、最終的に理事会の決議で選定することが必要です。
4	理事・監事の任期が平成29年3月31日で満了する場合はどのように対応したらいいか。	「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項等について」に関するFAQの改訂について(平成28年11月11日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)のP20別添問44-4のとおり、平成28年度中に選任(再任)しておくことが必要となります。
5	現理事から新評議員を選任したいと考えているが、新理事が選任されるまで、現理事と新評議員を兼務することはできないか。	「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項等について」に関するFAQの改訂について(平成28年11月11日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)P3の問13のとおり、現理事と新評議員を兼務することはできません。
6	会計監査人を選任する際、単独随意契約と締結することは可能か。	「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直し)」の改訂について(平成28年11月11日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)のP25～38を参考にして、適正な手続により選定してください。
7	役員の報酬については評議員会の決議が必要だが、平成29年4月1日以降の報酬は平成28年度末までに定める必要があることから、現行定款に基づき、現行理事会で決議することでよいか。	役員の報酬等は、改正法第45条の35の規定により、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けなければならないこととされています。ただし、附則第20条により、この規定は施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用するとされています。なお、定時評議員会前に報酬等支払う場合には、現行の規程等により支払うことになります。
8	当法人は平成28年度内において、平成29年4月1日施行の役員等報酬規程を改正しますが、平成29年6月以降も改正がない場合も、定時評議員会に議題として審議の必要がありますか。ある場合、附則の施行日はどのように記載したらいいでしょうか。	役員の報酬等は、改正法第45条の35の規定により、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けなければならないこととされています。そのため、平成29年度に開催される評議員会において役員等報酬規程を審議する必要があります。なお、附則の施行日については、附則第20条により、この規定は施行日以後の最初の定時評議員会終結の時から適用するとされていますので、施行日以後最初に招集される定時評議員会の日から施行されます。

	質 問	回 答
9	<p>役員報酬は無報酬とする法人が、理事(業務執行理事としない)を兼務する職員に対して、役員としての責務が追加されることや理事会運営等にかかる事務を行うことを理由に、その負担分として、次のような給与又は手当を支給することは可能でしょうか。</p> <p>① 給与規程に当該理事の給与階級を新設(現額を引き上げたもの)し、支給すること。 ② 当該理事の給与に、役員手当として支給すること。 ※業務執行理事ではないとしているため、矛盾を感じていますが、いかがでしょうか。</p>	<p>理事(業務執行理事としない)を兼務する職員の業務は通常業務の範囲内と考えられることから、役員報酬は無報酬とする法人において、役員としての責務が追加されること等を理由に、その負担分として給与又は手当を支給することは、適当ではありません。</p>
10	<p>報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいうとされており、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」P30の第6章(6)で、報酬等の総額の公表は、「理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額(職員としての給与も含む。)」とあります。 報酬を無報酬とし、職員としての給与のみを支給している理事(複数)については、給与の額のみを公表しなければならないということで良いでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
11	<p>日当「3,000円」は、報酬に該当するか。 仮に、該当するとすれば、定款には次のような記載でよいか。 「第●条 評議員の報酬額は一日金3,500円とする。 2 評議員には交通費等の実費相当分を弁償することができる。 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。」</p>	<p>実費弁償に該当しない日当は報酬に該当しますので、「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて」(平成28年11月11日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)のP12の問18のとおり、定款に「一人あたりの各年度の総額が〇〇〇〇〇円を超えない範囲で」と規定してください。</p>
12	<p>社協では、現行、地区社協、民協、老人クラブ等の団体から、理事 15人中7人 評議員 31人中17人が法人の評議員等選任規程に基づき、選出されている。社協は、各団体に対し、社協要綱等に基づき活動助成金(補助)を交付している。このことが、補助しているのだから法人の言うことを聞けというような体制にもとらえられ、利益誘導にあたるのではないのかとの法人内部の意見があった。法人としては、協働するパートナーとして、評議員及び理事に就任してもらっている。<u>活動助成金は、利益相反、役員等への特別な利益供与とする行為に値するのでしょうか。</u>なお、前述の理由により、役員等就任が不適切ということになった場合、評議員会及び理事会運営に支障を来たすことになってしまいます。</p>	<p>改正法第45条の13第2項において、理事長及び業務執行理事以外の理事についても、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を担うこととされており、理事会において適正な業務執行の決定が行われることから、社協要綱等に基づき適正に交付される活動助成金(補助)が利益供与等の行為に値することはないと考えます。</p>
13	<p>法人代表者の登記は決定後2週間以内に行うこととされているが、法改正後(平成29年6月)に同一の理事が法人代表者となった場合も登記が必要か。</p>	<p>法改正後に同一の理事が法人代表者となった場合も登記手続きが必要となります。</p>
14	<p>今回の改正に係る附則の書き方は。</p>	<p>「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて」(平成28年11月11日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課通知)のP11の問15のとおり、附則においては「この定款は、平成29年4月1日から施行する。」と定めることが適当です。</p>
15	<p>附則に評議員を記載する必要があるか。</p>	<p>「社会福祉法人の認可について」の一部改正について」(平成28年11月11日付け雇児発1111第1号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか局長連名通知)のP17社会福祉法人定款例の附則(備考二)のとおり、平成29年4月1日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要です。</p>
16	<p>目的で第2種社会福祉事業に「一時預かり事業」を新たに加えた場合に、登記の変更が必要になるか。</p>	<p>組合等登記令第2条第2項及び第3条(変更の登記)の規定に基づき、変更登記が必要と考えます。</p>

	質 問	回 答
17	法人が、人手不足により運営に窮している地域の身体障害者団体の事務局を引き受け、これを法人の地域における公益的な取組として取り扱うことは可能でしょうか。(団体は、障害者により構成されており、勉強会やレクレーションなどを行っていますが、高齢化に伴い事務が行えない状態であるとのことです。)	「地域における公益的な取組」については、①社会福祉を目的とした福祉サービスであること ②支援を必要とする者に対する福祉サービスであること ③無料又は低額な料金で提供されること が必要であり、「事務局の引き受け」は、法人自らが①～③に該当する福祉サービスとして提供するものではないことから、「地域における公益的な取組」として取り扱うことはできません。
18	地域における公益的な取組みについて、「法人が介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するものについては該当する。」とあるが、社会福祉法人が独自で減免している場合は、これに該当すると解釈してよろしいか。	「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」(平成12年5月1日付老発474)の通知に基づき、軽減される場合は該当します。
19	地域における公益的な取組みとして「学習支援」を実施したいと考えているが、対象となる貧困世帯の児童だけでは集まらないため、一般の児童も対象として学習支援をすることは可能か。	「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」(平成28年6月1日付け社援基発0601第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)のP6に記載のとおり、一般の児童を対象とした学習支援は、「地域における公益的な取組」には該当しません。
20	社会福祉充実財産の算定に用いる各種係数について、最終的に決定されるのはいつか。	『「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について』(平成29年1月24日付け社援基0124第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)に基づき、算定することになります。
21	大規模修繕とは、どこまでの範囲を問うのか。倉庫の建替えや増床工事は含まれるのか。	『「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について(案)」に対する意見募集の結果について』の記載によると、大規模修繕の定義については、今後Q&A等でお示しをしたいと考えているとのことです。
22	再取得に必要な財産の算出は、実際算定例のとおり、減価償却累計額のみから算出となるのか。	「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」(平成29年1月24日付け雇児発0124第1号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか局長連名通知)で示された「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づき算出することになります。
23	再取得に必要な財産の算出に必要となる自己資金比率について、一般的な自己資金比率として最終的に示される率と、当該法人の過去の実績により算出した自己資金比率を比較して、大きい方の数値を用いることは可能ですか。	「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」(平成29年1月24日付け雇児発0124第1号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか局長連名通知)で示された「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」のP18の④に、御質問のケースにおける計算式等が示されておりますので参考にしてください。
24	現段階で社会福祉充実残額の発生が予測され、今後は、3月の決算見込みの段階で社会福祉充実計画を検討し、作成していくこととなりますが、社会福祉充実計画により実施する事業の予算審議の時期は、いつになるのでしょうか。また、その根拠についてご教授くださいますようお願いいたします。  ①あらかじめ社会福祉充実計画案の事業費を計上し、3月予算理事会で新年度予算として審議しておき、決算後、社会福祉充実計画の内容に修正がある場合は、5月の決算理事会において社会福祉充実計画案と同時に補正予算の審議を行う。 ②決算後の5月理事会で社会福祉充実計画案と同時に新年度補正予算として、審議する。 ③所轄庁の社会福祉充実計画承認後、理事会を開催し、新年度補正予算として審議する。	社会福祉充実計画に掲げた社会福祉充実事業の実施に当たっては、年度当初からの資金執行が見込まれるため、あらかじめ予算計上が必要となりますので、これまで御説明しておりますとおり、少なくとも、お示しの①の対応が必要となることが考えられます。

	質 問	回 答
25	<p>市には社会福祉事業団がありますが、社会福祉事業団の役員については、「理事長は原則として都道府県知事又は市長とし、民生部(局)長が副理事長又は理事に加わるものとするが、評議員会及び理事会において適正に手続きを取ること。」とされている。については、定款を以下のとおりとすることが可能でしょうか。</p> <p>第●条(役員を選任)理事のうち1名は市長とし、その他の理事及び監事とともに、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2 理事長は市長とし、理事会の決議によって選任する。</p> <p>3 業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p>	<p>改正法では、理事の選任は評議員会の決議によること(改正法第43条①)や、理事長の選定は理事会で理事の中から一人を選定しなければならないこと(改正法第43条の13②、③)とされており、また、お示しの通知においても「評議員会及び理事会において適正な手続きを取ること。」とされています。このため、あらかじめ評議員会や理事会の議決を拘束する定款上の表現は、適当ではありません。</p>